



つながる、ひろがる
地域のクリーンエネルギー

EV・PHVインフラ整備をご検討の皆様へ

電気自動車 プラグインハイブリッド自動車

EV・PHV充電設備の 設置に、国の補助金^{※1}が 出ます!!

次世代自動車充電インフラ整備
促進事業のご案内(補助総額1,005億円)

補助率
最大 **2/3**

※補助対象
充電設備の一例



トヨタメディアサービス
TM-GSEV2A0081
(定価・税込)
日産自動車
NSQC442B
79.8万円
(定価・税込)
(平成26年1月現在)

こんな皆さまに
オススメです

高速道路会社

コンビニエンスストア

ショッピングモール



ファミレス・ファストフード店

ガソリンスタンド

コインパーキング



アミューズメントパーク

宿泊施設



など

こんな皆さまに
オススメです

マンション・アパート



月極め駐車場



など

さらに

自宅・事務所等に
設置する充電器も、
補助の対象に!

戸建住宅



など

公共性を有する^{※2}
充電設備を設置する場合

購入費
&
工事費 × **1/2** 補助

補助率
UP!!

さらに

自治体等が策定する
充電器設置のための
ビジョン^{※3}に基づく場合

購入費
&
工事費 × **2/3** 補助

マンションの駐車場、
および月極め駐車場等へ
充電設備を設置する場合

購入費
&
工事費 × **1/2** 補助

左記以外の充電設備
を設置する場合

購入費 × **1/2** 補助

※1:補助金額には上限があります。詳しくは下記コールセンターまたはホームページまで。 ※2:「公共性を有する」とは、以下のすべての要件を満たす必要があります。①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること。②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金の徴収は可。)。③利用者を限定していないこと(ただし、会員制などとしてもその場で料金を払うことで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。)。*補助金の交付を受けるためには第1, 2, 4の事業は平成27年10月30日、第3の事業は平成29年4月28日までに、充電設備の設置工事が完了し、充電設備機器費用及び工事費用の支払いを終了させ、実績報告書を一般社団法人次世代自動車振興センターに提出することが必要です。 ※3:「自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン」とは、都道府県及び高速道路会社が策定するもので、電気自動車等に必要の充電設備を計画的に配備するために適切な設置場所等が示されます。ビジョンを策定している自治体等については、同センターのホームページで公表しています。

対象者

EV・PHV用充電設備を購入・設置する自治体・事業者・個人

募集期間

平成27年2月27日(金)まで

お問い合わせは

充電インフラ補助
コールセンター

03-5501-4412 (9:00~17:00
平日のみ)

<http://www.cev-pc.or.jp> 次世代自動車 検索

一般社団法人 次世代自動車振興センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 大手町建物虎ノ門ビル2階

一般社団法人次世代自動車振興センターは、経済産業省からの補助金で電気自動車、プラグインハイブリッド自動車や充電設備の購入者等(リースを含む)に対する補助事業を行っています。